

受付年月日	議長	事務局長	書記
29・5・15			
第10号	大繩武夫	鈴木安次	松本

平成 29 年 5 月 15 日

塙町議会議長 大繩武夫 様

経済常任委員会委員長 鈴木安次



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、塙町議会会議規則第 77 条の規定により報告する。

記

1 調査事件 上下水道料金等の収納状況と対策調査

2 調査の経過

本委員会は、上下水道料金及び負担金の収納状況と未収金についての対策について調査した。

- (1) 調査日 平成 29 年 4 月 20 日 13:30~15:35
- (2) 出席委員 鈴木安次、小峰由久、小林達信、吉田克則、高縁 光、青砥與藏、大繩武夫
- (3) 説明員 生活環境課長、上下水道係長
- (4) 職務出席者 議会事務局長、書記
- (5) 場 所 委員会室

3 調査の結果

(1) 結果

先日議会全員協議会において上下水道事業経営戦略について説明を受けたが、これから 10 年間の経営戦略の基本になるのは現在の水道料金の収納状況、下水道、農集排使用料及び負担金の収納状況、未収金についての対策失くして達成は不可能である。

上下水道事業経営戦略を実行あるものにするために所管事務調査を行った。ア 債権の分類と特徴についての説明の後に水道料金の未収状況、集落排水施設使用料滞納の状況、下水道使用料滞納の状況、下水道受益者負担金滞納の状況についてそれぞれ個別に質問し問題点を質した。

イ 水道料金の未収状況については平成 24 年度に 3 件 1,791,590 円の不能欠損処分処理している事が突出しているが徴収時効が消滅しているにも関わらずそのまま継続されていることが監査指摘されたことから不能欠損処分したと説明された。各区分について様々な質問が出された後、夜討ち朝駆けで徴収に行くべきであるとの意見も出された。

ウ 集落排水施設使用料滞納の状況についても様々な質問が出されたが納付の意思を確認しているが納付が滞っている 9 件金額にして 1,197,353 円が滞納繰越分となっている。その中でも台宿地区の件数が多いとのことであった。

エ 下水道使用料滞納の状況合計で 25 件 2,074,053 円である。

下水道料金の徴収を上水道料金と同一切符で徴収することにより滞納件数が徐々にではあるが減少していることは事実である。でも、不能欠損処分を平成 27 年には 10 件 912,375 円になっている。平成 28 年にも 6 件 154,728 円の不能欠損処理をしている。

オ 下水道受益者負担金においても、滞納繰越分の内訳、徴収猶予申請の提出があり分割納付中 10 件 3,041,000 円徴収猶予申請があり分割納付交渉 16 件 5,730,000 円徴収猶予の申請はあるが債権者に下水道の使用の見込みのないもの 10 件 3,630,000 円 合計で 38 件 13,193,000 円もの多額な金額になっている。強制徴収債権が有るにもかかわらずその権利を執行しなかった責任は町側に大いにある。

過去の債権管理に対して町側に責任があるものに関しては百歩譲ってやむを得ないとするが、これからは、債権者に対して裁判においても勝てる町条例の制定が急務との意見が出された。

町長部局は速やかに仮称ではあるが債権管理条例の制定に向けて作業を怠ぐ必要がある。

議会として町部局以上に責任があることは議員全員が自覚しなければならない。

これからも定期的に上下水道に関して所管事務調査を継続すべきとの意見が出された。

(2) 委員報告書

別紙のとおり

収受年月日	委員長	事務局長	書記
29・5・15			
第 号			

経済常任委員会所管事務調査報告書

鈴木安次

第一 上下水道料金等の収納状況と対策

先日議会全員協議会において上下水道事業経営戦略について説明を受けたが、これから10年間の経営戦略の基本になるのは現在の水道料金の収納状況、下水道、農集排使用料及び負担金の収納状況、未収金についての対策失くして達成は不可能である。

上下水道事業経営戦略を実行あるものにするために所管事務調査を行った。

1、債権の分類と特徴についての説明の後に水道料金の未収状況、集落排水施設使用料滞納の状況、下水道使用料滞納の状況、下水道受益者負担金滞納の状況についてそれぞれ個別に質問し問題点を質した。

2、水道料金の未収状況については平成24年度に3件1,791,590円の不能欠損処分処理している事が突出しているが徵収時効が消滅しているにも関わらずそのまま継続されていることが監査指摘されたことから不能欠損処分したと説明された。各区分に

ついて様々な質問が出された後、夜討ち朝駆けで徴収に行くべきであるとの意見も出された。

3、集落排水施設使用料滞納の状況についても様々な質問が出されたが納付の意思を確認しているが納付が滞っている9件金額にして1,197,353円が滞納繰越分となっている。その中でも台宿地区の件数が多いとのことであった。

4、下水道使用料滞納の状況合計で25件2,074,053円である。

下水道料金の徴収を上水道料金と同一切符で徴収することにより滞納件数が徐々にではあるが減少していることは事実である。でも、不能欠損処分を平成27年には10件912,375円になっている。平成28年にも6件154,728円の不能欠損処理をしている。

5、下水道受益者負担金においても、滞納繰越分の内訳、徴収猶予申請の提出があり分割納付中10件3,041,000円徴収猶予申請があり分割納付交渉16件5,730,000円徴収猶予の申請はあるが債権者に下水道の使用の見込みのないもの10件3,630,000円 合計で38件13,913,

000円もの多額な金額になっている。強制徴収債権が有るに
もかかわらずその権利を執行しなかった責任は町側に大いに
ある。

過去の債権管理に対して町側に責任があるものに関しては百歩譲
ってやむを得ないとするが、これからは、債権者に対して裁判に
おいても勝てる町条例の制定が急務との意見が出された。

町長局は速やかに仮称ではあるが債権管理条例の制定に向けて作
業を急ぐ必要がある。

議会として町部局以上に責任があることは議員全員が自覚しなけ
ればならない。

これからも定期的に上下水道に関して所管事務調査を継続すべき
との意見が出された。

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

平成 29 年 5 月 26 日

議会議長 委員会委員長 第	收受年月日 29・5 19 号	委員長 	事務局長 	書記 	提出者 大繩 武夫
---------------------	-----------------------	--	---	---	-----------

派遣目的 (調査等 名称)	経済常任委員会所管事務調査上下水道料等の収納状況と対策			
派遣の 日時	平成 29 年 4 月 20 日	派遣先 (場所)	委員会室	
内容	下水道料等の収納状況と対策について			
派遣 結果 (意見 及び 感想)	農業集落排水使用料、下水道使用料、下水道受益者分担金の未収金について不納欠損処分とならないよう、今後の徴収努力を願う。町税等の滞納対策も含めた町全体での対応が必要ではないかと思われる。			

收受年月日	委員長	事務局長	書記
平成29年5月26日			
第 号	監査	尊享	調査

調査・研修等報告書

氏名	山林達信		提出年 月日	平成29年5月26日
調査等 名称	工下水道料金等の収納状況と対策			
調査等 の日時	平成29年4月20日	場所	委員会室	
調査等 の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道料金の収納状況について ・下水道、農業排水使用料及び負担金の 収納状況について ・未収金について対策について 			
意見 感想	引き続き収納に力を入れて下さい。			

議員派遣
委員派遣

調査研修等報告書

議會議長 委員会委員	收受年月日 議長第 委員会委員 号	委員長 金木	事務局長 喜多	書記 松本	提出者 小峰由久
	19・5・30 長 第 号				平成29年5月29日

派遣目的 (調査等 名称)	生活環境課		
派遣の 日時	1/29、4、20	派遣先 (場所)	委員会室
内容	上、下水道事業に徴収状況調査		
派遣結果 (意見 及び 感想)	<p>上、下水道料の一括徴収</p> <p>コンビニ、郵便局など納入窓口の増加等努力に勤めている。</p> <p>二つ二つ滞納分を納付する人がいる一方時効待ちと思える人も居る、残念に思う</p> <p>細部についての意見は立場上差し控える</p>		

収受年月日	議長	事務局長	書記
29・5・31			
第号			

調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則		提出 年月 日	平成 29 年 5 月 31 日
調査等 名称	経済常任委員会所管事務調査			
調査等 の日時	平成 29 年 4 月 20 日	場 所	委員会室	
調査等 の内容	上下水道料金等の収納状況と対策			
意見感 想	町の下水道事業及び上水道事業については、町民にとって必要不可欠な事業であり生活に直結している。未収金の長期延滞や不能欠損処理はあってはならない。町は代金回収を強化し延滞金を無くす方策を考えるべきである。			

塙町議会